ゴールデンタイムにくだらないバラエティ番組が多すぎる。ゴールデンタイムに流せる番組を規制できないのか?

テレビとインターネットを連動させて、見ている人が意見を書き込める掲示板(番組内で URL を表示)がほしい

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課法体系担当官 御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方く平成20年諮問第14号>答申(案)についての運用パブリックコメントについて下記の通り意見を述べさせて頂きます。

- 4. コンテンツ規律
- (2)コンテンツ規律の基本的な考え方
- ② コンテンツ規律の目的

### この細目には

- 民主主義の健全な発達
- 基本的情報の共有の促進

が盛り込まれております。この点は「ブロードキャストメディア」の特性上、公平公正な取り扱いが必要であることからコンテンツの規律の維持に須く民主的、また情報共有促進、国民的健全なる世論の形成の観点がらの大方針が示されているのは評価できます。

しかしながら現在、特に放送コンテンツ分野については著作権保護の名目で運用上全てのコンテンツを一律で所謂「ダビング 10」の対象にしており、これは報道番組にも運用上一律に適用されております。

この状態であると所謂「メディア・スクラム」が起きる危険性が極めて高く、報道コンテンツを論拠とした民主的議論、基本的な情報の共有が阻害されることになります。

これについては著作権法に規定される適正な引用などの著作物利用者が得るべき 権利が利用不可能になるばかりか、後世の映像資料を用いた世相研究といった学術 利用が権利者の消滅、散逸で不可能になる危険性があります。

また、誤った報道による被害からの自力救済、反論をインターネット等で行えず、世論 を構成すべき健全なる言論の自由を著しく損ね、前記「メディア・スクラム」に対抗する 術を奪われるばかりか、報道機関に対する根拠を持った批評すら行えなくなり長期的 には民主主義原理が大きく損なわれる事態になることが予想されます。

従って、著作権法で規定された前記「学術利用」「適切な引用」のような所謂「フェア・ユース」的な考え方の導入が必要かと愚考いたします。

本項標記二掲を達成し、著作物の民主的、「フェア・ユース」な利用を可能にするために、報道、世論形成に関わる番組についてはこれらを阻む技術的な障害を導入してはならない旨、法律または政令にて明文化した規定、法的根拠が必要であると考えます。

また、「適切な引用」「フェア・ユース」的な報道、世論形成型コンテンツについての利用については権利者側が濫訴、および権利を不当に乱用しない法的根拠が必要であると考えます。

### (3)具体的規律

前掲 4-(2)-②の件について私が表明した問題点、すなわち「DRM やコピー禁止フラグの一律運用」は基本的な考え方に反するため、4-(3)-②エについて、報道、世論形成コンテンツについては民主主義による公共の福祉の増大のため、CAS や DRM のような技術的視聴制限や出力制限を課してはならない旨の立法、政令による法的根拠を持った強制力が必要と考えます。

また、③についても、根拠のある報道、またア.に規定される教育教養を増進させるための番組についてはそれらを他メディアで適切に批評し、民主主義増進、情報の共有の観点から引用による議論を可能にするためこれらに分類される番組については技術的な視聴、利用の制限は禁止されるべきものであると考えられ、このための法的根拠を持った規定が必要であると考えます。

なお、報道番組の括りには時事的要素を持った娯楽的報道番組、即ち「ワイドショー」「ニュースショー」として放送局が「報道番組」ではないとしてきたものに関しても放送局の編集権が及ぶ範囲であるならば分類を広範的に「報道」として技術的視聴制限、利用制限の対象外となされるべきであると考えます。

所謂視聴制限、利用制限は映画、ドラマ、アニメーションなど特定の創作物を多様なメディアで利用するために使用されるものであり、受信料支払い義務のある、即ち受像器所有者が番組制作費を負担している NHK やスポンサードで収入を得ている番組についてこれらの適切な利用を妨げるもので、番組分類にこれらの技術障壁を利用できるか出来ないかを明記することを含め、民主主義的議論の阻害や報道した事実の隠蔽がなされないように、ポジティブリスト方式で技術障壁の利用可否を明記すべきであると考えます。

また、世論調査等の統計学的精度を担保するために、統計利用時は出典を明らかに

するほか母集団の公表、調査方法、回答率を必ず番組コンテンツに記載すると同時に完全な設問や回答年齢層、性別、職業、統計学的検定法といった、個人情報にかからない部分の詳細についてウェブサイト等で広く公表し、質問に回答する義務を負わせるような法的規制により、報道の信頼性を利用者個々人がが正確に判断することが出来るような法整備を行う必要があると考えます。

統計学上、質問の内容や順番で数字の信頼性は簡単に左右されるため、これらの部分の公表は必要であり公表義務を課すことで信頼性のある報道がなされることが期待されます。

### 本文書では

\_\_\_\_\_\_

報道・世論構成コンテンツに対する批評、引用権の確保とそれらの障害になる技術制限の一律適用による囲い込み、阻害について反対し、スポンサードや視聴料による無料コンテンツの技術的視聴制限についてはポジティブリスト方式で原則技術的障壁を制限したうえで映画、ドラマ、アニメーション、娯楽番組など時事報道性がなく創造性の高いものについては認めうるが時事報道・世論形成のある番組については技術障壁を禁止し著作権法で対応すべき、報道性を広範的に認定すべき、世論調査のような統計を用いたものについては根拠と統計学的妥当性を担保する情報に公表義務を課すことにより、コンテンツの広範的な利用が促進され、根拠のある批評議論による民主主義の発展と報道機関の自浄能力向上、報道傾向の研究や後世の学術的コンテンツ利用に資するものと考え、特定集団や勢力、外国によるブロードキャストメディアへの介入を阻み、日本国および国民の公共の福祉に叶うものとなると期待し、本稿のまとめとさせて頂きます。

なお、本稿については地上波デジタル放送における「視聴制限および手法そのもの」 の是非を述べたものではないことを予め申し添えます。 以上

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方についての意見について

新聞や TV における社会への影響力を考えると大きいものがあると思います。

報道ニュース番組で、一方的な編集の捏造・印象操作等が見受けられます。

放送倫理について、早朝に番組をしていたように思いますが、番組内にて責任者・製作スタッフによる説明等をした方が、責任を持って番組を製作・編集をして頂けるのではないでしょうか。 例えば、BPO・TV 局へ寄せられた番組に対する意見等の説明等を、番組内で果たす事は、視聴者もわかりやすいと思います。

事件などでの外国人の通名のみの報道では無く、国籍・通名・本名を報道するべきだと思います。

日中記者交換協定の撤廃も視野にいれていただきたいです。

電通の独占状態にならないようにした方がいいと思います。

韓国では、外国人の TV 局への就職は禁止されている様です。 日本も、同様にするべきではないでしょうか? 国益・国民を守る放送をするのに、必要な処置かと思えます。

NHKのJAPANデビュー等に、一方的な編集による放送がされていますが、公平な放送を義務として、守れない場合は、罰則が必要ではないかと思います。

新聞・テレビの社会的影響はマスメディアの中で最も大きいと思います。

視聴者は、一方的に受信するため、作り手側のモラルが必要かと思います。

報道の自由の名の下に、権力・思想を振りかざすのではなく、社会的影響の大きさの責任について、自覚を持っていただけるように、新聞・テレビ業界の放送倫理に対する責任の処し方が必要だと思います。

4. コンテンツ規律② コンテンツ規律の目的

本来、民主主義の健全な発達、基本的情報の共有の促進、教養・教育水準の向上の為に有益に使われるべき放送コンテンツですが、現在、政府の政策や政府首脳に関して、基本的な情報が提供されず、誤った認識が共有されるような自体が多発しているのではないか?これは民主主義をゆがめることに繋がるので、きちんと監視し、制限されるべきである。

(4)「オープンメディアコンテンツ」に関する規律② 有害な情報への対応 フィルタリングサービスの導入促進は当然であるが、フィルタリングサービスが犯罪に 繋がらない特定の政治・思想活動をフィルタリングの対象としていた事例がある。 フィルタリングの対象としてはならないコンテンツを対象とすることについて罰則付の 禁止規定を設ける事を求める。 現状、報道機関を監視する団体としてBPOが存在しているが、その役割を果たしているとは言いがたい一面がある。

例えば、TBSのやらせ報道(4/11の「情報7daysニュースキャスター」での二重行政を捏造した報道)に関してBPOの会長が総務省がTBSに行政処分をしたことに関して、表現の自由を萎縮しかねない事態として「重大な懸念を抱かざるをえない」との発言があったが、これは明らかにBPOが報道機関の味方であると表現したに等しい発言と言わざるを得ない。

本来、「報道の自由」とは、「国民が知る権利」のために成り立つものであり、決して どんな報道をしてもよいという話ではない。しかし、昨今、報道機関の報道を観察して いると、色々と自分達の有利に働くように恣意的な報道が目立つような気がしてなら ない。この事態は国民の知る権利を著しく阻害しているものであると当方は危惧して いる。そういった報道に対してBPOは注意を与えるのが本来の目的であるにもかか わらず、先程述べたような発言が会長から出てしまうのであれば、BPOは最早監視 能力を喪失していると考えざるを得ないところまできているのではないかと思われる。

総務省に対しては、こういったBPOのあり方を改善し、現状の報道機関から派遣された人間で構成されているBPOを本当の意味での第三者を招き入れて本来の趣旨である「報道機関への監視」をしっかりと果たせる機関へと改善していくことを当方として要望させていただく。また、それが困難であるのならば、総務省自身で監視体制を強化して頂きたい。決して総務省が注意を与えることは報道機関への不当な介入などではなく、「国民が知る権利」を阻害する報道機関を処分するのは管轄する省庁としての当然の役割であると考えている。現在は正直こういった役割を果たせていない現状であると推測せざるを得ないのである。

また同時に、政府からの情報を一切の操作を加えずに放送する放送局の設立を切に願う。今の状況では政府のしている政策などが我が国民にしっかりと伝わっているとは言いがたい。例え伝わったとしても報道機関が恣意的に情報操作された形でしか伝わっていないのではこれは国民にとって非常に憂慮する事態ではないかと推測される。以上、報道機関への監視をさらに強化して頂きたいことを切に願い当方の意見を投稿させて頂く。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方く平成20年諮問第14号>答申(案)」に対する意見を申し上げます。

今回の見直しに付いて概ね賛成でありますが、いくつかの要望を上げさせて頂きます。

### 1. 電波利用の柔軟化とインターネットとの融合

インターネットは双方向の情報交換方法として利点が多く有りますが、近年のインターネット放送ではそのトラフィックが問題になっています。

一方、従来放送は双方向性は有りませんがコンテンツの大量配布に有利です。

度々これらの融合が試みられておりますが、インターネット側の事業者は零細なベンチャーが多く採算性が厳しいのが現状です。

これらのコスト面を助けるべく共通インフラ等の促進を図ってはどうかと考えます。

### 2. 受益者負担の公正化

放送についてはこれまで広告費(NHKにおいては受信料)を多くの原資として放送を行ってきましたが、近年は視聴者層の嗜好変化やインターネット技術の進歩により、費用負担と視聴受益の乖離が見られていると考えます。

有料、無料放送に関わらず適正な費用負担と視聴による受益(広告効果を含む)が バランスする様でないと業界の健全な促進は難しいと考えます。

可能な限り関係各者の公正な費用負担となるように法制度の整備をお願いします。

### 3. 報道とコンテンツの切り分け

放送者はコンテンツの配信だけでなく、公正な報道としての役割を担っていると考えます。

しかし、近年報道のバラエティ化が進み責任のある報道が疎かになっているように思 えます。

報道についてはその社会的責任をはっきりさせ、コンテンツに関しては所有者の権利 をしっかり守るよう法整備をお願いします。

以上、拙文ですが宜しくご考慮の事お願いいたします。 なお、住所氏名は匿名として頂く様お願いします。

# 通信・放送の総合的な法体系の在り方

【パブリックコメント】 2009/07/20

## ■ 要旨

## 議論の対象の所在

今回の重要な法体系の改正をめぐる議論の内容が一般の人々(そして重要なことには 子ども、マイノリティの人々など)に届いているのかどうか、その意見をも募ることができて いるのかどうか、吟味しなおすべきである。

## 現状の認識と位置づけ

今回の法体系の改正で、日本のメディアのあり方は国際的にいかに位置づけられるものと認識しているのか、従来の法(あるいは運用体制)へのどのような評価が下敷きになっているのか、さらに明らかにされるべきである。

### ■ 議論の対象の所在

### パブリックコメントを求めたい対象はどこにいるのだろうか?

通信や放送によって日常生活に密着した日々の情報を得ている人々は多いはずである。 それは例えば今回の検討委員会の委員になっている方々とは日常的に異なる"言葉"を 使う人々かもしれない。しかし今回のパブリックコメントのための答申では、委員会の人々 には理解できても、一般の人々には「分からない」部分が多すぎる。

まず、はっきりさせるべき点は、「パブリック」とは誰か、「パブリック」がなぜ必要なのか、 ということであろう。

委員会でどのようなコンセンサスがとられたかは分からないが、パブリックコメントの必要性は、放送や通信がすべての人の生活の中に重要性を持っているためであろう。それはどのように限定できるだろう。日本語話者だけか、健常者だけか。どちらも否であり、他国後話者にとっても障碍を持つ人々にとっても、子どもにとってもお年寄りにとっても、放送と通信によって得る情報が、日常の場面、緊急の際、どちらにおいても重要だということは明らかだ。だからこそ、それらの重要な法改正にあたり、「パブリック」の登場が求められたはずである。そして、その目的は達成されたのだろうか。

そのような観点から、今回のパブリックコメントに、どのような人々から意見が寄せられたかは、十分に吟味されるべき点であろう。そのなかに高齢者(あるいはもちろん、他の立場の人々も)の意見は含まれていたのか、それは十分なのか、という議論があってしかるべきであろう。そういった方面からの意見の寄せられ方が十分でないとしたら、ヒアリングを行うなどの方法も考えられる。

### 「パブリック」に届くためには?

では、この答申自体が「パブリック」に届くためには、どうあるべきなのか。本委員会のあり方そのものにも当然疑問はある。しかしここでは答申の内容の「わかりにくさ」について述べたい。その分かりにくさには以下の要因があるのではないかと考えた。

- (1)用語の難解さ
- (2)技術的問題と利用者に関わる問題の錯綜状態(法体系とも関連して)

前者に関しては、用語集をつくる、言い換えを付け加える、または図による説明を加える等の表現上の改善が考えられると思う。放送・通信の問題は言ってみれば中学生、高校生にも関係のある議論である。例えば中学生に文章をモニタリングしてもらうことも可能なのではないか。抽象用語だけではなく、その語が具体的に生活の内部で何を示すのかは明示されているべきではないだろうか(例えば有線テレビジョンとはなにか、プラットフォームとはなにか)。

答申について、向いている方向が市民の方ではないのではないか、という印象があるのは、この部分が大きい。それは法体系見直しにあたっての目的の一つ、「⑤利用者・受信者の利益の保護(2 頁)」という項目を初手から裏切っているようなものではないだろうか。

答申においてこの点は憂慮すべきものであると思う。

また、後者については、項目によって、どのような対象にとって重要な項目なのかを想定し、その上でそれを明示することをしてみたらどうか。それは見落としている視点の発見にもつながる試みであると思う。例えば、緊急時に情報源として放送や通信を利用するのは日本語の分かる人々だけではない。また、資格や聴覚に障碍をもつ方が必要とするサービスも存在する。そういったサービスに関しての考慮が十分にあるのかどうか、そういったことを発見するきっかけにもなるのではないだろうか。

## ■ 現状の認識と位置づけ

### 国際的な視点の必要性

今回の答申には、国際的な視野に基づく放送・通信の問題の認識、位置づけがどのようになされているのかが明確ではないのではないか。「1. 法体系見直しの必要性(1頁)」にもあるように、この法改正も国際的なメディア体制の変化の流れの中に位置づけられるものであると思う。しかしそれに関して、「他の先進国に比べて合理的・先進的な内容を・・・」といった非常に抽象的な表現になり、具体的にはどのようなことであると読み取ればいいか分からない(中間論点整理の後、この議論はなぜ小さくなってしまったのか分からなかった)。

重要な点として、「他の先進国に比べて合理的・先進的」であることを目指しながら、この 法をめぐる監督の任を国が担っていることについての議論が十分でない点は大変問題で あると思う。国際的には独立行政委員会等の独立した権限による監督が尊重されている のが昨今の流れであると思う。当初は議題にも上っていたものが、なぜ十分に議論されな いまま、またその理由を示されないまま、従来の枠組みに戻ってしまったのか、これは明ら かにすべき内容である。

また、世界的には勢力の拡大しているコミュニティメディアやオルタナティブメディアの位置づけ・権利や地位の確保の問題も出てくる。それらの位置づけや扱いは、現状からどのように変化し、それは国際的な流れと枠組みの中でのどのような評価に基づくものなのか明示し、議論を促すべきだろう。

### ・ 従来の法体系への認識と評価の提示

さらに、従来の法体系、あるいは法律の中で、何が評価されており、何が見直されるべきものとして議論されているのだろうか。ただ既得権益のロジックで動いていないことを知るのに、私たちは議論の中で「なに」が「どのように」評価されて今回の答申に至ったのか、それを見ることでしかできないと思う。

私たちは日常の中で放送も通信も必要としており、その日常の中では常に議論を注視していくことはほとんど不可能である。答申はその意味でも重要な指標となるので、ぜひ明確に提示できる点はオープンにして、そしてわかりやすくしてほしい。新たな法に対する十分な信頼が将来の国内産業や子どもたちの育成にも大いに影響してくることだと私は思

私は生まれた時からテレビを見て育ってきた世代です。

昔はテレビばかり見ていると馬鹿になると言われてきたものですが、最近は特にそれを実感するようになりました。

テレビをつければ芸人が小突きあい、馬鹿だのアホだのと言ってはげらげら笑っているような番組、グルメなどと言いつつ料理を食べてばかりの番組、ワイドショーとニュース番組の境目があやふやで、専門家でもない文化人(として扱われている芸能人)が政治や外交についてあれこれと文句をつける番組など、視聴者の思考力を必要としない番組が多いように思います。

ただ受身で見ているうちに、誰かを貶すことに抵抗を感じなくなったり、言われるままの政治不信を刷り込まれたりしているのではないか、と思うようになりました。

ニュースであれば局ごとに違う論調などあってもいいと思うのですが、だいたい見ていても横並び、同じ方向を向いた報道であれば視聴者はそちらへ流されてしまいます。

もっといろいろな面から物事を見られるような報道やバラエティ番組というのはもう 作れないのでしょうか。どこを見ても同じ顔ばかり、同じような内容ばかりではもう見る 気をなくしてしまいます。まして、それが虐めのような内容を含んでいたり、必要以上 に自虐的な視点のものであればなおさらです。

くだらないバラエティ、一方的なニュースと名のつくワイドショーはもう不要です。

昨今のテレビの報道に関しては、目に余るものがある。

過度に、ある特定の政党に肩入れした報道を繰り返し、あまつさえ、その実態を事実 として、恥ずかしげもなく堂々と番組内で吐露している。

公共の電波を使い、公共のためにと電波使用料も極端に低く抑えられているテレビが、 このような報道を行っている現状は、国民に対する裏切りであり、報道テロと言わざる を得ない。

本来ならBPOがきっちりと仕事をしていただきたいところであるが、マスコミ出身者の寄せ集めのような面子では、到底監視できるとは思えない。

一般国民が参加でき、できれば、法律の専門家もメンバーとなった形の報道監視機 関が必要なのではないか。

報道の自由、編集の自由を隠れ蓑にし、やりたいほうだいのテレビを、もしこのままの さばらせているということになれば、総務省が犯罪行為を傍観していると見られても仕 方がない。

総務省はいつまでこの犯罪行為をのさばらせておくおつもりか!

読ませていただきました【通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号答申〉(案)】について、一般庶民が素直に感じたことなど、少々述べさせていただこうかと思います。

# まずは、全体と通して言えること・・・

☆それは、とにかく「わかりづらい」という



ことです。これは、いったい誰のために書かれたものなのでしょうか。私は 学生ですが、私のような一般人には理解できない部分が多数存在します。 このような文章では、ある一定以上の知識を持った人々にしか言いたいこ とは伝わらないのではないでしょう。

また、文章作成にあたって、一般の人々が確実に理解できるように配慮はされなかったのでしょうか。これではまるで一般の人々には理解されなくてもよいという気持ちが作り手側にあるのではないかと勘ぐってしまいます。専門用語、言葉の言い回しなど、「誰もがわかる」文章を再度検討すべきでしょう。

☆もっとこれらの資料の存在を世の中に紹介すべきです。総務省のHP に入っても、このような資料を見つけるまでにとても時間がかかりました。 さまざまな手段で資料を広く公開し、例えばパソコンを持っていない人で も、使い方が分からない人でも資料を簡単に入手し、読むことができる環境をまず作っていくことが大事ではないですか。パブリック・コメントを求めているのであればなおさらです。結局パブリック・コメントといっても年齢層や性別に偏りが生まれているのではないでしょうか。私の家族や友人もパブリック・コメント、ましてや話し合われていることさえ知らない人がほとんどです。

## 法体系見直しの必要性に関して・・・

☆細かい部分を見ていくと、読み手が間違った理解をする可能性のある 箇所がいくつもあると思います。例えば法体系見直しの必要性に関して、 そのための5つの目的から、②情報の自由な流通の促進、そして情報流 通の国際化に対応し、法体系自体も国際的な整合性を考慮するとありま すが、情報や通信に関してそれほど知識のない人がこれを読んだ場合、 おそらく多くがポジティブなイメージを抱くような気がします。しかしながら、 ②はメディアの市場の自由化の促進について述べられている(と理解しま した)わけで、そうなるとマイナーな情報が排除される危険性があります。 また、「国際化」という言葉はそれ自体非常に危ういと思うのですが、その 言葉を出せば人々が文句を言えないような力があるように感じます。本当 は国際的な整合性を考慮するというよりは、日本の経済における生き残り などを重要視していて、それを隠すためにもってこいの言葉として「国際 化」を使用しているような気がしてなりません。

これは私個人の解釈であり、間違っているかもしれませんが、確実に言えることは、一つ一つの項目について、詳しい説明が必要だということです。